

# 声 明

## 静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審勝利判決！

東京高等裁判所は3月9日、平成28年（行コ）第88号事件（通称＝静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審）において、私たち（静岡県およびJR東海労）の主張を支持する勝利判決を言い渡しました。静岡地方裁判所で不当判決が出された中、画期的な逆転大勝利です。

この事件は、静岡地本が発行した情報『JR東海労静岡』No.15（2013年2月10日発行）を会社が不当にも掲示板から撤去したため、同年6月11日静岡県労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた案件です。静岡県労働委員会は2014年8月28日、私たちの主張を認め、不当労働行為を認定し救済命令を出しました。しかし会社は、これを不服として、中央労働委員会に再申立を行わず、2017年10月8日静岡県を相手取り、静岡地方裁判所に労働委員会命令取消を求め提訴しました。JR東海労は、補助参加人として裁判闘争に参画してきました。静岡地方裁判所は2016年1月28日、会社の主張をおおむね認める不当判決を言い渡しました。静岡県は、判決を不服として控訴し、今回の判決を迎えることとなりました。

今裁判の争点は、苦情処理会議で明らかにされたボーナスカットの減率適用事由を載せたとされる組合掲示物を会社が撤去したことが、不当労働行為に該当するか否かでした。地方裁判所では、管理者との軋轢が生じ職場規律を乱すと判断しましたが、高等裁判所ではそれを真っ向から覆しました。注目すべき点は、苦情処理会議において非違行為の詳細（発生日時、場所等）が具体的に明らかにされない中では、苦情処理会議の委員や関係者に対する萎縮効果の程度が大きいとはいえないことを明言したのです。そして、組合が不当な差別と受け止めて抗議するのは当然で、『JR東海労静岡』No.15の掲出は正当な組合活動と認めた上、会社の撤去行為は「反組合的行為の意思も推認される」と判断しました。

今回の裁判で東京高等裁判所は、JR東海で行われている苦情処理会議のあり方に注目し、組合側と会社側双方に、苦情処理会議の内容、歴史、背景、運用などについて調査を依頼しました。JR東海労は、苦情処理会議制度が形骸化されている実態を暴露するために、各地本の協力を得ながら証拠書類を収集してきました。その結果、判決文に活かされました。

この逆転大勝利は、まさに全地本の闘いによって勝ち取ったものといえます。全地本・組合員のご協力に感謝申し上げ、勝利に対する声明とします。

2017年3月11日

JR東海労働組合中央本部  
JR東海労働組合静岡地方本部